

令和5年大川市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月10日(火)
開 会 午前9時30分から午前11時00分まで

2. 開催場所 大川市役所 第一委員会室 (3階)

3. 出席委員(18人)

農業委員

1 番	志牟田文彦	9 番	宮崎 敏朗
2 番	植木 幸治	10 番	古賀 林允
3 番	平田 義彦	11 番	井口 信昭
4 番	貞苺 謙二	12 番	山崎 忠文
5 番	中村 庄一	13 番	吉川 康則
6 番	柿添千鶴子	14 番	田中 博文
7 番	武下 博子		
8 番	宮原 和徳		

農地利用最適化推進委員

永尾 浩	古賀 隆一
貞苺 邦雄	石川 春義

4. 欠席委員(0人)

5. 傍聴人 (0人)

6. 付議議題

議案第35号	農地法第3条許可申請について
議案第36号	農地法第5条許可申請について
議案第37号	農地移動適正化あっせんの申出について
議案第38号	大川市農用地利用集積計画について
議案第39号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について
報告第16号	農地法第18条第6項通知について

7. 事務局

局長 宮崎 和彦 係長 廣松 和徳 企画主査 尾崎 誠

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年第11回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任農業委員出席が定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしく申し上げます。

議長 本日、ここに令和5年第11回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第35号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。1番～2番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

次に、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第35号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第36号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。
1番～3番について審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、太陽光発電であります。農地区分は、用途地域内の区域にある農地である第3種農地となり原則許可となります。こちらの太陽光システムで発電した電気を九州電力の送電線を通し、自治体や企業に個別に売電するとのことです。申請農地に10列(合計784枚)パネルを設置します(最大400kw)。申請地の右上側に高圧受電盤、左下側に門扉を設置します。四方に高さ1.8mの柵塀をおきます。整地はしますが造成工事を行いません。ただし周辺の農地等に被害が出ないように、まず四方に高さ1.8mの柵塀を設けます。また太陽光パネルと隣地の境に幅約2mほど緩衝地を設けます。雨水については自然流下の上、溜まった分は転用農地の左側に既存の暗渠がありますのでそこを通じ、水路へ放流します。周辺の住民にも今回の転用申請のお話も行っているとのことです。

2番の申請目的は、太陽光発電であります。農地区分は、用途地域内の区域にある農地である第3種農地となり原則許可となります。こちらも1番と同様に太陽光システムで発電した電気を九州電力の送電線を通し、自治体や企業に個別に売電するとのことです。申請農地に9列(合計1,056枚)パネルを設置します(最大586kw)。申請地の左上側に高圧受電盤、左下側に門扉を設置します。四方に高さ1.8mの柵塀をおきます。整地はしますが造成工事を行いません。ただし周辺の農地等に被害が出ないように、まず四方に高さ1.8mの柵塀を設けます。また太陽光パネルと隣地の境に

幅約2mほど緩衝地を設けます。雨水については自然流下の上、溜まった分は転用農地の左下側に既存の暗渠がありますのでそこを通じ、水路へ放流します。周辺の住民にも今回の転用申請のお話も行っているとのこと。以上により許可妥当と考えますので、ご審議をお願いします。

3番の申請目的は、資材置場用地であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される」に該当することから例外的に許可基準を満たすこととなります。申請地から直線で約600m離れたところに申請人の事務所があります。現在は事務所のところを資材置場として使用していますが、今回地権者と賃貸借契約を結び、資材置場として転用するものです。地図で言いますと大野島2898-8（地図では建物が建っている）ように見えますが、こちらを解体し、通路用地とし申請地へ出入りすることとなります。ユンボを3第、3トンダンプが2台、2トンダンプが1台、資材としては真砂土、残土、再生クラッシャーランをおき、作業するためのスペースも確保します。なお、通路用地部分と今回申請地の間には個人の宅地が一部かかっていますが、その地権者からは通行承諾書もいただいております。雨水については自然流下、周辺への土砂流出を防ぐため、法面保護をします。

なお、今回申請の3件とも農業委員会で許可意見をいただいた後、県の常設審議委員会へ審議を諮ることとなります。

以上により、許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

平田委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。

1 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

平田委員 2 番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番は申請どおり許可することに決しました。
次に、3 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

吉川委員 3 番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
3 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、3 番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第36号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第37号農地移動適正化あっせんの申出についてを議題といたすところですが、事務局より報告がありますので、説明をいたさせます。

事務局 (金額面で合意に至らず、キャンセルがあった旨説明)

議長 次に、議案第38号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。(「なし」という者あり)他に、ご意見等なしと認めます。ただいまから、採決いたします。農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。以上で、議案第38号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。次に、議案39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により当農業委員会の意見を求められたので、ご審議をお願いします。職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑などございませんか。

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。
以上で、議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見についての審議を終わりました。
次に、報告16号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第16号を終わります。

議 長 以上で審議を終わりました。
次に、署名委員を氏名いたします。
7番 武下 博子 委員
8番 宮原 和徳 委員
を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第11回大川市農業委員会総会を閉会致します。